

議案第 1 1 8 号

三豊市宝山湖公園条例の一部改正について

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例

三豊市宝山湖公園条例（平成 21 年三豊市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号及び第 6 条第 1 項第 5 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 10 条を第 14 条とする。

第 9 条を第 12 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 13 条 市長は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 7 条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 8 条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条を第 10 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（使用料）

第 7 条 公園の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を加えた額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第 8 条 市長が特に必要と認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第 9 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

（単位：円）

施設名	区分	1時間当たり
芝生広場（1区画）	中学生以下	4,000
	一般	8,000

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。
- 2 放送設備を使用する場合は、1回の使用につき2,000円を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三豊市宝山湖公園条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の公園の利用について適用する。